

(案)
令和8年度沖縄県ホームページ広告掲載取扱業務契約書

沖縄県知事 玉城 康裕(以下「甲」という。)と
(以下「乙」という。)とは、沖縄県ホームページ(以下「県ホームページ」という。)への広告掲載について、次の条項により契約を締結する。

(目的)

第1条 乙は、甲が運営する県ホームページに広告の掲載を希望する者(以下「広告主」という。)を募集するとともに、当該広告主の広告を甲に提出し、甲は、県ホームページに掲載する。

2 乙は、この契約書のほか、「沖縄県ホームページ広告掲載要領」(以下「要領」という。)及び「沖縄県ホームページ広告掲載実施基準」(以下「基準」という。)に定めるところに従い、前項に規定する広告主の広告に関する業務を行わなければならない。

(契約期間)

第2条 契約期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。

(契約保証金)

第3条 沖縄県財務規則第 101 条に基づき、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を徴収する。ただし、契約相手方が沖縄県財務規則第 101 条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、全額を免除する。

(広告掲載料)

第4条 広告掲載料は、
円とする(うち、取引に係る消費税額及び地方消費税額は、
円)。

(注)「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第 28 条第1項及び第 29 条の規定並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出したもので、契約金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

(広告掲載料の支払い)

第5条 乙は、前条の広告掲載料を 12 月で除した月額
円 を広告が掲載された月の末日までに、甲が発行する納入通知書により納付するものとする。

2 甲は、乙が前項の支払期日までに広告掲載料を支払わない場合は、当該未支払額につき、前項に規定する支払期限の日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、年率 2.5 パーセントの延滞金の支払いを請求することができる。なお、支払いが確認されるまでの間、広告の掲載を停止することができる。

(広告掲載の決定)

第6条 要領第 12 条第1項により、乙が申込みのあった広告主の広告案及び広告主が指定したリンク先を甲に承諾を求める場合は、広告掲載承認申請書(別紙様式1)を添えて甲に提出しなければならない。

2 甲は、乙から前項の規定により承諾を求められた場合は、速やかに審査し、その結果を乙に対し広告掲載承認通知書(別紙様式2)により通知する。

(広告又はリンク先等の変更)

第7条 乙は、甲に対し、要領第19条による広告の変更及び要領第20条によるリンク先の変更について、あらかじめ広告掲載承認申請書(別紙様式1)による申請をし、甲の承諾を得なければならない。

2 前条の規定は、広告掲載変更可否の決定の場合に準用する。

(広告掲載の取消し)

第8条 要領第17条第1項に基づき広告の掲載を取り消した場合は、同条第2項により、甲は乙を通じ広告主に対して、広告掲載取消通知書(別紙様式3)により通知する。

2 前項の規定により広告掲載を取り消した場合、甲は、乙が県に納入すべき広告掲載料の減額は行わないものとする。

(県ホームページ停止時の取扱い)

第9条 甲は、乙の責めに帰さない理由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、その日数に応じて、第4条に定める広告掲載料について、日割計算により算出した金額を広告掲載料から減額する。ただし、当該広告を掲載しなかった期間が48時間未満の場合は、広告掲載料の減額は行わないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる理由により県ホームページの運営を一時停止した場合は、広告掲載料の減額は行わないものとする。ただし、一時停止の期間が72時間を超える場合は、前項の規定に準じて広告掲載料を減額する。

(1) 機器を保守し、又は工事を行う必要があること。

(2) 天災事変その他の非常事態が発生したこと。

(再委託等の禁止)

第10条 乙は、契約事務の一部又は全ての処理を他に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

(違約金等)

第11条 甲は、乙の責めに帰すべき理由により契約を解除したときは、違約金を徴収する。

2 前項の違約金の額は、契約金額の100分の10に相当する額とし、この違約金の徴収は、甲の損害賠償の請求を妨げない。

3 前項の規定により、この契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。賠償額は甲、乙協議して定めるものとする。また、乙が契約に違反し、これによって甲に損害が発生した場合についても同様の取り扱いとする。

(第三者との紛争の処理)

第12条 掲載した広告内容等により、第三者との間に紛争が生じた場合においては、乙及び広告主が、その責任及び負担において紛争解決にあたるものとする。

(守秘義務)

第 13 条 甲及び乙は、この契約の履行に関し、知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。この契約の終了後又は解除後も同様とする。

(解除等)

第 14 条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、書面によりこの契約を解除することができる。

- (1)乙が契約期間内に契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2)乙が本契約に関して不正又は虚偽の報告等をしたとき。
- (3)法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律第 77 号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (4)役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (5)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (6)役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (7)役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 甲は、前項の契約解除により損害を受けた場合は、乙に対し、損害賠償を請求することができる。

(協議)

第 15 条 この契約に定めのない事項で約定の必要があるとき、または、この契約に関して疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この契約を証するために、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県知事 玉城 康裕

乙